

尾張北部交通圏タクシー準特定地域協議会 構成員

令和4年12月27日現在

(敬称略)

根 拠	区分	組織名	役職	構成員名
設置要綱 第4条(1)	関係地方公共団体の長又はその 指名する者	愛知県	都市・交通局 交通対策課長	片岡 良実
		春日井市	まちづくり推進部 都市政策課長	森 浩之
		犬山市	市民部 防災交通課長	兼松 光春
		江南市	都市整備部 都市計画課長	石坂 育己
		小牧市	都市建設部 都市整備課長	川島 充裕
		岩倉市	総務部 秘書企画課長	秋田 伸裕
設置要綱 第4条(2)	タクシー事業者等	愛知県タクシー協会	会長	青木 良浩
		春日井運輸株式会社	支配人 (愛知県タクシー協会春日井支部長)	奥村 薫績
		あおい交通株式会社	代表取締役 (愛知県タクシー協会犬山小牧支部長)	松浦 秀則
		近鉄東美タクシー株式会社	代表取締役	山根 真哉
		名鉄西部交通株式会社	代表取締役	安藤 和人
		尾張交通株式会社	代表取締役	長屋 壽美
		愛北乗用自動車有限会社	代表取締役	森 一浩
		犬山タクシー株式会社	代表取締役	長屋 涼
		尾張北部タクシー株式会社	代表取締役	長屋 涼
		尾張小牧タクシー株式会社	代表取締役	長屋 壽美
設置要綱 第4条(3)	労働組合等	全自交愛知地方連合会	執行委員長	井上 修
設置要綱 第4条(4)	地域住民の代表	春日井商工会議所	事務局長	鈴木 夕雪
		小牧商工会議所	事務局長	長谷川 宜史
設置要綱 第4条(5)	鉄道事業者、バス事業者、宿泊施設 管理者等	犬山市観光協会	専務理事	中田 哲夫
設置要綱 第4条(6)	学識経験者	中部大学	工学部 都市建設工学科 教授	磯部 友彦
設置要綱 第4条(7)	名古屋北労働基準監督署長又は その指名する者	名古屋北労働基準監督署	署長	水谷 隆宏
設置要綱 第4条(8)	愛知県春日井警察署長又はその 指名する者	愛知県春日井警察署	交通課長	坂野 茂樹